<問題1>

次のAからCまでのうち、該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの 英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明はいくつあるか答 えなさい。

- A 東京の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、外為令別表の2の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。 <u>この場合、外為令別表の2の項は、原子力供給国グループ(NSG)の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。</u>
- B 東京の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、外為令別表の9の項に関連する暗号技術 α を購入し、海外で販売する予定である。 この場合、外為令別表の9の項は、 ワッセナー・アレンジメント (WA) の規制なので、同サイトにある Category5 -Part1-Telecommunications の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 東京の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、外為令別表の3の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。 <u>この場合、外為令別表の3の項は、オーストラリア・グループ(AG)の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。</u>
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】2 正解率は、約44%

各項番と国際輸出管理レジームの関係は以下のとおり。他に、**告示貨物、提出書類通達の別表2の付表(付表技術)**は、ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List にあたる。

	国際輸出管理レジーム		規制品目		
1の項	WA(ワッセナー・アレンジメント)等				
2の項		NOG(原十刀供給国云音)	NSG/パート1	原子力専用品	
2079			NSG/パート2	原子力用途以外にも使用できる汎用品	
3の項		AG(オーストラリア・グループ)	化学兵器の原料となる物質及び製造装置		
3の2の項			生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置		
4の項		MTCR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置		
5の項			Category 1	SPECIAL MATERIALS AND RELATED EQUIPMENT	先端材料
6の項			Category 2	MATERIALS PROCESSING	材料加工
7の項			Category 3	ELECTRONICS	エレクトロニクス
8の項			Category 4	COMPUTERS	コンピュータ
9の項			Category 5	PART 1 - TELECOMMUNICATIONS	通信機器
				PART 2 - "INFORMATION SECURITY"	情報セキュリティ(暗号等)

10の項	通常兵器関連	WA(ワッセナー・アレンジメント)	Category 6	SENSORS AND "LASERS"	センサー・レーザー
110項			Category 7	NAVIGATION AND AVIONICS	航法装置
120項			Category 8	MARINE	海洋関連装置
13の項			Category 9	AEROSPACE AND PROPULSION	推進装置
140項			Munitions List		軍需品(1の項に該当するものを除く。)
15の項			Very Sensitive List		機微品目
16の項			キャッチオール規制		

<問題2>

AからCの貨物を無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項第二号 が適用されるものは、いくつあるか答えなさい。

(参照条文)輸出貿易管理令第13条

- 第13条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の 1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4まで の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。
- A 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメット
- B 輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当する発酵槽
- C 輸出令別表第1の6の項(2)に該当するNC工作機械
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】1 正解率は、約79%

Aは適用されない。 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメ

ットは、輸出令第13条に該当しない。したがって、外

為法第69条の6第2項第二号は適用されない。

Bは適用される。 輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当する発酵槽は、

輸出令第13条に該当するので、外為法第69条の6第

2項第二号が適用される。

Cは適用されない。 輸出令別表第1の6の項(2)に該当するNC工作機械

は、輸出令第13条に該当しない。したがって、外為法

第69条の6第2項第二号は適用されない。

<問題3>

AからCまでのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 外為法第25条第1項の「取引」とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいうので、国内の大学の研究者が、外国の大学の研究者に無償で技術指導する場合は、この「取引」にあたらない。
- B 外為法第25条第1項中の「政令」と外為法第25条第4項中の「政令」 は、いずれも外国為替令のことである。
- C 外為法第25条第1項の「技術」とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。
- 1.0個
- 2. 1個
- 3. 2個

【正解】2 正解率は、約50%

- Aは誤り。 「無償で技術指導」するということは、無償で技術指導を行うという取引当事者双方の合意があるので、「取引」にあたる。
- Bは正しい。 外為法第25条第1項中の「政令」と外為法第25条第4項中の「政令」は、いずれも外国為替令のことである。
- Cは正しい。 役務通達1(3)用語の解釈のアで、「技術とは、貨物の設計、 製造又は使用に必要な特定の情報をいう。」と規定されている。

<問題4>

外為令別表の9の項に関するAからCまでの説明のうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

外為令別表の9の項

	技 術	外国			
9	(1)輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に	(X)			
	係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの				
	(2)輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲げる				
	貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定め				
	るもの((1)及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)				
	(3)通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術で				
	あつて、経済産業省令で定めるもの(7の項の中欄に掲げるものを除				
	<₀)				
	(4)超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経				
	済産業省令で定めるもの(7の項の中欄に掲げるものを除く。)				

- A 外為令別表の9の項(2)の括弧書き中の「(1)」とは、外為令別表の9 の項(1)のことである。
- B 外為令別表の9の項(2)では、輸出令別表第1の9の項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術と輸出令別表第1の9の項に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術を規制対象としている。
- C 外為令別表の下欄の(X)には、「全地域」が入る。
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】2 正解率は、約69%

- A 正しい。 外為令別表の9の項(2)の括弧書き中の「(1)」とは、外為 令別表の9の項(1)のことである。
- B 誤り。 外為令別表の9の項(2)では、「輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに**掲げる貨物**の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの」と規定されているので、輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)まで該当する貨物と該当しない貨物の双方を規制対象としている。

しかし、括弧書きで、外為令別表の9の項(1)を除いているので、輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)

から(6)までに該当する貨物に係る技術は、規制対象から除かれる。

また、輸出令別表第1の9の項(7)から(11)までは対象となっておらず、「輸出令別表第1の9の項に該当しない貨物」の設計、製造又は使用に係る技術という点も誤りである。

<問題5>

東京のメーカーAは、装置Xの中に、制御用に集積回路 α を計3個、装置Xに正当に組み込んで、来月、フランスの自動車メーカーに輸出する予定である。この場合、集積回路 α について適切な対応を1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①装置Xは、リスト規制非該当で、初期製造時の市場価格200万円である。
- ②集積回路 α は、輸出令別表第1の7の項(1)に該当し、装置Xの初期製造時に、I C の専門商社で、1 個8 万円で購入した。
- ③集積回路 αは、装置 X の中に全て半田付けの状態にある。
- 1. 装置Xの集積回路 α については、運用通達の10%ルールは適用できないので、輸出許可が必要である。
- 2. 装置Xの集積回路 α については、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
- 3. 装置Xの集積回路 α については、運用通達の10%ルールは適用できないが、集積回路 α は、全て半田付けの状態にあり、運用通達の「他の貨物と分離しがたいと判断される。」との規定により輸出許可は不要である。

【正解】3 正解率は、約68%

装置Xは、リスト規制非該当で、初期製造時の市場価格 200 万円である。装置Xの中にある輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路 α は、1 個 8 万円で、計 3 個あるので、装置X との価格比は 24 万円/ 200 万円となり、運用通達の 10%ルールは適用できない。

ただ、集積回路 α は電子部品であって、全て半田付けの状態にあるので、運用通達 1-1 (7)(イ)(注3)の規定により、「他の貨物と分離しがたいと判断され」、輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱われる。

<問題6>

東京のメーカーAは、1ヶ月前にタイのメーカーBに輸出した測定装置Xが故障したので、測定装置Xの修理を検討している。この場合、メーカーAの対応について適切な説明を1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①測定装置Xは、輸出令別表第1の2の項(12)、貨物等省令第1条第十七号に該当する。
- ②タイは、「ろ地域」である。
- 1. メーカーAは、故障した測定装置Xと全く同じ仕様の測定装置を先にメーカーBに輸出し、故障した測定装置Xを後日、送り返してもらうことにした。この場合、無償告示第一号1の規定が適用できるので、先に輸出する交換用の測定装置について輸出許可は不要である。
- 2. メーカーAは、故障した測定装置Xを先に日本に戻し、その交換として、 全く同じ仕様の測定装置をタイのメーカーBに輸出することにした。この場合、無償告示第一号1の規定が適用できるので、輸出許可は不要である。
- 3. メーカーAは、故障した測定装置Xと全く同じ仕様の測定装置を先にタイのメーカーBに輸出する場合、無償告示第一号1の規定は適用できないが、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得していれば、当該特別一般包括許可を適用して、輸出することができる。

(参照条文)

仕向	い地域①	い地域②	ろ地域(ち地	ち地域
地			域を除く。)	
輸出令				
別表第1項番				
輸出令別表第1	特別一般	特別一般	特定	
の2の項(12)				
に掲げる貨物で	一般			
あって、貨物等省				
令第1条14号又				
は 17 号に該当す				
るもの				

【正解】2 正解率は、約92%

1は誤り。 無償告示第一号1に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出するもの」と規定されている。「故障した測定装置Xと全く同じ仕様の測定装置を先にメ

ーカーBに輸出し、故障した測定装置Xを後日、送り返しても らうこと」は、この要件を満たさない。

- 2は正しい。故障した測定装置 X を先に日本に戻し、その交換として全く同じ 仕様の測定装置をタイのメーカーB に輸出する場合、無償告示第 一号1の規定が適用できる。
- 3は誤り。 タイは、「ろ地域」なので、輸出令別表第1の2の項(12)に 該当する貨物を特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して輸出することはできない。

<問題7>

以下のAからCのうち、少額特例について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 少額特例は、懸念国である輸出令別表第4の地域(イラン、イラク、北朝 鮮)を仕向地とする場合、適用できない。
- B 少額特例の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第1の 各項の中欄のうち括弧毎で計算する。
- C 外貨で契約した場合の少額特例の総価額の換算は、「契約締結日の属する期間の換算率」により計算する。具体的には、毎月、日本銀行で公表される「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用する。
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】3 正解率は、約66%

Aは正しい。 輸出令第4条第1項第四号に規定されている。

Bは正しい。 運用通達4-1-4に規定されている。

Cは正しい。 運用通達1-1(6)総価額への換算で、「外国通貨をもつて決済される場合の当該外国通貨と円との換算は、別に定める換算率による。」と規定され、「輸出令第4条第1項に規定している総価額の換算については、契約締結日の属する期間の換算率により行う。」と明記されている。

「**別に定める換算率**」とは、毎月、日本銀行で公表される「**基 準外国為替相場及び裁定外国為替相場**」を指す。 る。

https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/

<問題8>

以下のAからCのうち、貿易外省令第9条第2項について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムでも、ソースコードが公開 されている場合は、外国や非居住者に提供する場合でも、役務取引許可は 不要である。
- B 外為令別表の1から15の項に該当するソフトウェアであっても、市販されているプログラムであれば、不特定多数の者が購入できるので、常に役務取引許可は不要である。
- C 公知の技術を提供する場合で、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当する場合は、役務取引許可が必要である。

1. 1個

- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】 1 正解率は、約71%

- Aは正しい。 外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムでも、ソースコードが公開されているプログラムは、非居住者等に提供する場合、貿易外省令第9条第2項第九号ニの「ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引」にあたり、役務取引許可は不要である。
- Bは誤り。 市販プログラムについては、貿易外省令第9条第2項第十四号 イの全ての要件を満たす場合、役務取引許可が不要になるので あって常に役務取引許可が不要になるわけではない。
- Cは誤り。 貿易外省令第9条第2項第九号の公知の技術については、大量 破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当する場合を除外 する規定はない。

<問題9>

東京にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置X(総価額90万円)をタイにあるメーカーBに輸出する契約を6月27日に結んだ。貿易会社Aは、暗号装置Xを少額特例を適用して、8月1日に輸出する予定である。事前に操作マニュアルY(外為令別表の9の項に該当)をメーカーBに送る場合の対応について、適切なものを1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①貿易会社Aは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を 6月1日に取得した。
- ②外為令別表の9の項に該当する技術は、使用技術告示第一号で規制されていない。
- 1. この場合、貿易会社Aは、暗号装置Xについて、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できるので、操作マニュアルYを契約前に、メーカーBに提供することができる。
- 2. この場合、貿易会社Aは、暗号装置Xについて、少額特例が適用できるので、暗号装置Xを輸出申告した日以降であれば、操作マニュアルYについて、 役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。
- 3. この場合、貿易会社Aは、暗号装置Xについて、少額特例が適用できるので、契約を締結した6月27日以降であれば、操作マニュアルYについて、 役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。

【正解】3 正解率は、約90%

この場合、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置X(総価額90万円)は、少額特例が適用できるので、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は適用できないが、操作マニュアルY(外為令別表の9の項に該当)については、貿易外省令第9条第2項第十二号により、貨物の輸出契約の発効した日以降であれば提供できる。

<問題10>

以下のAからCのうち、<u>誤っている</u>説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 東京にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYよりマイコン100個の 注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該マイコンを使用して、中 国海軍の軍艦製造に使用すると連絡があった。この場合、通常兵器キャッ チオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出許可申請が 必要である。
- B 東京にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYよりマイコン100個の 注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該マイコンを使用して、大 陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡があった。この場合、大量破壊 兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出 許可申請が必要である。
- C 東京にあるメーカーXは、パキスタンにあるメーカーYより合金(価額900万円)の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該合金を使用して、重水の製造に使用すると連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、明らかガイドラインでチェックして問題がなければ、メーカーXは、輸出許可申請不要である。
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】2 正解率は、約60%

- Bは正しい。 仕向地が中国で、この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制 の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
- Cは誤り。 東京にあるメーカーXは、パキスタンにあるメーカーYより合金 (価額900万円)の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該合金を使用して、重水の製造に使用すると連絡を受けているので、この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当する。

<問題11>

以下のAからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、都内にある在日外国大使館より、外為令別表の 2の項に該当するソフトウェア(1セット)の注文を受けた。メーカーX が、在日外国大使館に当該ソフトウェアを納品する場合、役務取引許可が 必要である。
- B 東京にあるメーカーXは、横須賀にある在日米軍より、輸出令別表第1の 8の項に該当するサーバー(価額300万円)の注文を受けた。メーカー Xが、在日米軍に当該サーバーを納品する場合、輸出許可が必要である。
- C 東京にある大学Xは、来日から3ヶ月しか経過していない中国人留学生Y から、ブラックホールのシミュレーションをしたいので、大学Xが所有しているスーパーコンピュータの操作説明書(外為令別表の8の項該当)を貸して欲しいといわれたので、貸与することにした。この場合、大学Xは、役務取引許可は不要である。

1. 1個

- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】1 正解率は、約74%

- Aは正しい。 在日外国大使館は、非居住者にあたる。したがって、外為令別表の2の項に該当するソフトウェアを納品する場合、役務取引許可が必要である。
- Bは誤り。 国内で在日米軍に輸出令別表第1の8の項に該当するサーバー を納品することは、「輸出」にあたらない。よって、輸出許可は 不要である。
- Cは正しい。 来日3ヶ月の中国人留学生Yは、非居住者にあたる。大学Xが 所有しているスーパーコンピュータの操作説明書(外為令別表の8の項該当)の貸与は、原則、役務取引許可が必要であるが、 ブラックホールのシミュレーションの提供であり、貿易外省令 第9条第2項第十号の「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」にあたり役務取引許可は不要である。

<問題12>

以下のAからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 貨物等省令第8条第一号に該当する伝送通信装置を固定するための専用部 分品は、貨物等省令第8条第一号に該当しない。
- B ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計した通信用の光ファイバー(長さ5メートル)は、貨物等省令第8条第一号に該当しない。なお、当該通信用の光ファイバーは、人工衛星に搭載するように設計したものではない。
- C 124度を超える温度又は零下55度より低い温度で使用することができるように設計した通信妨害装置は、貨物等省令第8条第一号に該当する。 なお、当該通信妨害装置は、人工衛星に搭載するように設計したものではない。
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3.3個

(参照条文)

貨物等省令 第8条 第一号

伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ 核爆発による過渡的な電子的効果又はパルスによる影響を防止することができるように設計したもの

ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響 を防止することができるように設計したもの(人工衛星 に搭載するように設計したものを除く。)

ハ 124度を超える温度又は零下55度より低い温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの(人工衛星に搭載するように設計したものを除く。)

【正解】2 正解率は、約76%

- Aは正しい。 貨物等省令第8条第一号では、部分品は規制していない。したがって、貨物等省令第8条第一号に該当する伝送通信装置を固定するための専用部分品は、貨物等省令第8条第一号に該当しない。
- Bは誤り。 ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計した通信用の光ファイバー(長さ5メートル)は、人工衛星に搭載するように設計したものではないので、貨物等省令第8条第一号に該当する。
- Cは正しい。 124度を超える温度又は零下55度より低い温度で使用する ことができるように設計した通信妨害装置(人工衛星に搭載す るように設計したものではない。)は、貨物等省令第8条第一号 ハに該当する。

<問題13>

以下のAからCのうち、<u>誤っている</u>説明は、いくつあるか答えなさい。なお、 AからCまでの技術は、全て外国間で提供されるものとする。

- A 東京にある貿易会社Xは、英国の大手書店Yで販売されている武器に関する専門書(外為令別表の1の項に該当する技術を含む。)を多数購入し、タイにある武器メーカーZに売却する予定である。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は不要である。
- B 東京にある貿易会社 X は、韓国にある会社 Y から、外為令別表の 7 の項に 該当するソフトウェアαを購入し、外国ユーザーリストに掲載されている パキスタンのメーカー Z (懸念区分は、ミサイル)に売却する予定である。 貿易会社 X が、メーカー Z に用途を確認したところ、「大陸間弾道ミサイル の製造に使用する」と連絡があった。この場合、貿易会社 X は、外為法第 25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は必要である。
- C 東京にある貿易会社 X は、タイにある会社 Y から外為令別表の16の項に 該当するソフトウェアαを購入し、外国ユーザーリストに掲載されている 中国の大学 Z (懸念区分は、ミサイル)に売却する予定である。貿易会社 X が、大学 Z に用途を確認したところ、「研究目的は言えない」と連絡があった。この場合、貿易会社 X は、外為法第25条第1項に基づく外国間等 技術取引の許可は必要である。
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】2 正解率は、約23%

- Aは正しい。 外国間等技術取引の根拠条文は、外為法第25条第1項である。 英国の大手書店Yで販売されている武器に関する専門書(外為 令別表の1の項に該当技術を含む。)は、公知の技術にあたるの で、貿易会社Xは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技 術取引の許可は不要である。
- Bは誤り。 東京にある貿易会社Xは、韓国にある会社Yから、外為令別表の7の項に該当するYフトウェア α を購入し、外国間等技術取引を行っているが、韓国はホワイト国にあたるので、他の要件を満たしても外国間等技術取引の規制対象外である。
- Cは誤り。 外為法第25条第1項に基づく、外為令別表の2から16の項の中欄に掲げる技術の外国間等技術取引の許可は、貿易外省令第9条第2項第六号により、大量破壊兵器キャッチオール規制

の需要者要件に該当する場合は、規制対象外である。

<問題14>

以下のAからCのうち、誤っている説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある大学のX教授は、外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学のY教授から、国際電話で外為令別表の16の項に該当するマルエージング鋼の製造技術に関する質問を受けた。国際電話は、キャッチオール規制の対象外なので、X教授は、Y教授の用途など確認する必要なく、電話で回答して問題ない。
- B 東京にあるメーカーXの担当者は、輸出令別表第1の16の項に該当するセンサー100個を中国にあるメーカーYに輸出しようとしたところ、大阪にあるライバルメーカーZの担当者から、メーカーYは、中国の大陸間弾道ミサイルの部品を製造しているらしいと言われた。この場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は必要である。
- C 大阪にある貿易会社Xは、来月、照明器具用に輸出令別表第1の16の項に該当するLED(1000個)をパキスタンにあるメーカーYに輸出する予定である。貿易会社Xの営業担当者がパキスタンにあるメーカーYの本社を表敬訪問したところ、軍から表彰された楯や勲章を見つけた。この場合、メーカーYは、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、貿易会社Xは、輸出許可申請が必要である。
- 1. 1個
- 2. 2個

3. 3個

【正解】3 正解率は、約69%

Aは誤り。 「国際電話は、キャッチオール規制の対象外」という点が誤り。 貿易外省令第9条第2項第七号では、「電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの」と規定しているので、 国際電話は規制対象となる。この場合、外国ユーザーリストに 掲載されている中国の大学の懸念区分は、「ミサイル」であり、 マルエージング鋼の懸念用途は「核兵器、ミサイル」と一致しており、 Y教授よりマルエージング鋼の用途について、民生用途か確認できない場合は、許可申請が必要である。

Bは誤り。 キャッチオール規制通達6(A)(5)「連絡を受けた」では、「なお、いわゆるライバル企業等の第三者から連絡を受けた場合については、当該者が輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人に該当しない場合は、ここでいう「連絡を受けた」場合に該当しない。」と規定されている。

Cは誤り。 軍から表彰された楯や勲章を見つけたとしても、大量破壊兵器 キャッチオール規制の需要者要件に該当とはいえない。

<問題15>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある貿易会社Xは、アメリカにあるメーカーYから戦闘機専用のモニター(輸出令別表第1の1の項該当)を購入し、イスラエルのメーカーZに売却する予定である。当該モニターは、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、戦闘機専用のモニターの仲介貿易取引を行う際、仲介貿易取引許可が必要である。
- B 東京にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物を中国にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、エアコンの製造であるが、メーカーZが「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合であっても、仲介貿易取引許可は不要である。
- C 横浜にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物を韓国にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、大陸間弾道ミサイルの製造であっても、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可は不要である。
- 1. 1個
- 2. 2個

3. 3個

【正解】3 正解率は、約26%

- Aは正しい。 東京にある貿易会社Xは、アメリカにあるメーカーYから戦闘 機専用のモニター (輸出令別表第1の1の項該当)を購入し、イスラエルのメーカーZに売却するので、貿易会社Xは、仲介 貿易取引許可が必要である。外為令第17条第3項第一号参照。
- Bは正しい。 仲介貿易取引許可では、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件は要件となっていない。パキスタンにあるメーカーZの用途は、エアコンの製造なので、仲介貿易取引許可は不要である。外為令第17条第3項第二号イ参照。
- Cは正しい。 船積地域が韓国なので、仲介貿易取引許可の他の要件を満たしたとしても、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可は不要である。 外為令第17条第3項第二号参照。

<問題16>

以下のAからCのうち、許可の申請先が安全保障貿易審査課となっている組合せを1つ選びなさい。

- A 通常兵器キャッチオール規制の役務取引許可申請
- B 特別一般包括役務取引許可申請
- C 仲介貿易取引許可申請
- 1. A · B
- 2. B · C
- 3. C A

【正解】3 正解率は、約84%

Aは正しい。 通常兵器キャッチオール規制の役務取引許可申請は、キャッチオール規制通達の4(1)で、安全保障貿易審査課と規定されている。

Bは誤り。 包括許可取扱要領Ⅱ9で、特別一般包括許可の申請は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課と規定されている。

Cは正しい。 仲介貿易取引許可申請は、仲介貿易運用通達2(1)で、安全 保障貿易審査課と規定されている。

<問題17>

外為法等遵守事項と遵守基準省令に関するAからCの説明のうち、正しい 説明はいくつあるか答えなさい。

- A 外為法等遵守事項には、「子会社及び関連会社の指導」の規定があるが、遵 守基準省令には、「子会社及び関連会社の指導」の規定はない。
- B 遵守基準省令で法的義務規定とされている出荷管理は、外為法等遵守事項でも、法的義務規定とされている。
- C 遵守基準省令で努力規定とされている顧客審査は、外為法等遵守事項でも、 努力規定とされている。
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】2 正解率は、約50%

- Aは正しい。 外為法等遵守事項には、「**7 子会社及び関連会社の指導**」の規 定があるが、遵守基準省令には、「子会社及び関連会社の指導」 の規定はない。
- Bは正しい。 遵守基準省令第1条第二号ホで法的義務規定とされている出荷 管理は、外為法等遵守事項の「3 出荷管理(遵守基準省令第 1条第二号ホ関係)」で、法的義務規定である。
- Cは誤り。 遵守基準省令第1条第二号ニで、顧客審査は、特定重要貨物等 輸出者等が遵守すべき基準として、法的義務規定とされており、 外為法等遵守事項でも、法的義務規定とされている。

<問題18>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置をフランスに輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。
- B 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置をマレーシアの警察に輸出し、政府の要人警護に使用すると連絡を受けている場合は、事前の「届出」は、不要である。
- C 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置をベルギーの警察に輸出し、政府の要人警護に使用すると連絡を受けている場合は、事前の「届出」は、不要である。
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】2 正解率は、約63%

- Aは正しい。 包括許可取扱要領別表3(2)1)により、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、非ホワイト国でストック販売をする場合は、予定される需要者等の確認義務があるが、この場合、ホワイト国のフランスなので確認義務はない。
- Bは誤り。 包括許可取扱要領別表3の(7)(表2)により、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置をマレーシアの警察に輸出し、政府の要人警護に使用すると連絡を受けている場合、マレーシアは非ホワイト国であり、警察の用途も、人命救助などの除外規定に当たらないので、事前の「届出」が必要である。
- Cは正しい。 ベルギーの警察は、ホワイト国であるので、包括許可取扱要領 別表3の(7)(表2)の規制対象外である。

<問題19>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 大阪のメーカーXは、英国のメーカーYより、リスト規制に該当しない液体 α の注文を受けた。メーカーXは、輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貯蔵容器(通い容器)に液体 α 入れて、英国に輸出する予定である。この貯蔵容器(通い容器)は、英国に輸出後、日本に戻す場合は、<u>輸出許</u>可は不要である。
- B 大阪在住のX氏は、年末年始の休暇中にグアムに行ってダイビングをする 予定である。その際、自給式潜水用具(輸出令別表第1の12の項(9) に該当)を本人が使用する目的で持ち出す予定であるが、持ち帰るもので あれば、輸出許可は不要である。
- C 東京にある貿易会社AのX課長は、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブのサンプルをハンドキャリーで、明日、米国向けに持ち出す予定である。この場合、バルブのサンプルは、輸出令別表第6の「携帯品」にあたるので、輸出許可は不要である。
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】2 正解率は、約78%

- Aは正しい。 この通い容器は無償告示第二号7の要件を満たすので、英国に 輸出後、日本に戻す場合は、輸出許可は不要である。
- Bは正しい。 この自給式潜水用具は無償告示第二号6の要件を満たすので、 グアムに輸出後、日本に戻す場合は、輸出許可は不要である。
- Cは誤り。 輸出令別表第6の「携帯品」とは、輸出令別表第2の特例であり、輸出令別表第1の特例ではない。

<問題20>

輸出令別表第1の3の2の項に関するAからCまでの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- 3の2 (1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサ ブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの
 - (2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で 定める仕様のもの
 - 1 物理的封じ込めに用いられる装置
 - 2 発酵槽又はその部分品
 - 3 遠心分離機
 - 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品
 - 5 凍結乾燥器

5の2 噴霧乾燥器

- 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置
- 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置
- 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品
- A 輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当する遠心分離機の内部で使用する専用のガラス管Xを単体で、米国の研究機関に輸出する場合、ガラス管Xは、輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当しないので、輸出許可は不要である。
- B 輸出令別表第1の3の2の項中の「用いられる」とは、「用いることができる」という意味である。
- C 輸出令別表第1の3の2の項中の「経済産業省令」とは、貨物等省令のことである。
- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

【正解】3 正解率は、約41%

- Aは正しい。 輸出令別表第1の3の2の項(2)3の政令では、遠心分離機本体を規制しており、部分品は規制していない。
- Bは正しい。 輸出令別表第1の3の2の項中の「用いられる」とは、「用いる ことができる」という意味である。

Cは正しい。 輸出令別表第1の3の2の項中の「経済産業省令」とは、貨物 等省令のことである。

<問題21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、<mark>誤っている場合は、「2」</mark>をマークしなさい。

東京にある貿易会社AのX営業部長は、会社の営業ノルマを達成するために輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置を「非該当」と該非判定書を書き換え、無許可で中国にあるメーカーBに輸出した。この場合、貿易会社Aは、X営業部長による無許可輸出を知らなかったのであれば、外為法第72条第1項に問われることはない。

【正解】2 正解率は、約98%

貿易会社AのX営業部長は、会社の営業ノルマを達成するために輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置を「非該当」と該非判定書を書き換え、無許可輸出を行っているので、外為法第72条第1項の「使用人その他従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第69条の6から前条まで(第70条の2を除く。)の違反行為」にあたり、法人としての貿易会社Aも罰金刑を科せられることがある。

<問題22>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」 をマークしなさい。

東京にあるT大学工学部のA教授は、外為令別表の2の項に該当する最新型ロボットの設計図面を米国系の大手クラウドサービス提供者のサーバーに保管し、本人のみが使用できるようになっている。この場合、役務取引許可は不要である。

【正解】1 正解率は、約97%

役務通達別紙1-2 (1)で、「ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらないため、外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合であっても、原則として外為法第25条第1項に規定する役務取引に該当せず」と規定している。

<問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」 をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「D」は、当該品目が技術であることを示している。

【正解】2 正解率は、約88%

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、

Aが装置・アッセンブリ等、

Bが製造・試験装置、

Cが材料、

Dがソフトウェア、

Eが技術である。

<問題24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」 をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)の大量破壊兵器エンドユース規制では、輸出及び再輸出のみでなく国内移転も規制対象となっている。

【正解】1 正解率は、約88%

EAR では、輸出、再輸出及び国内移転しようとしている品目が大量破壊兵器の開発・設計・製造・使用若しくは貯蔵等に用いられることを知った場合、又は BIS から通知された場合には、許可が必要となると § 744.2、 § 744.3 及び § 744.4 に規定されている。

<問題25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」 をマークしなさい。

米国原産の 3A991 に分類される部品 X を組み込んだ日本製の製品 A をイラン向けに輸出する予定である。製品 A に対する部品 X の組込比率を計算すると 3 %であった。この為、米国原産のスペア部品に適用可能な許可例外 APR を適用して部品 X を 2 個スペア部品として製品 A に同梱して再輸出できると判断した。

【正解】2 正解率は、約72%

米国原産の3A991に分類される部品Xを組み込んだ日本製の製品Aの組込比率は3%であり、製品AはEARの再輸出規制の対象とはならないため、イラン向けに製品Aを輸出することは可能である。又、米国原産品目が組み込まれた非米国製品に米国原産のスペア部品を同梱して再輸出する場合に適用できる許可例外APRが、§740.16(h)に規定されている。しかし、イラン向けの輸出・再輸出には如何なる許可例外も適用できないと§746.7(c)に規定されている。